

競 技 注 意 事 項

1. 規則について

本大会は 2020 年度公益財団法人日本陸上競技連盟競技規則ならびに本大会申し合わせ事項により実施する。

2. 競技場の使用について

- 1) 競技場は全天候舗装である。なお、スパイクピンは 11 本以内で長さは 9mm 以下とする。
(競技規則第 143 条参照)
- 2) 応援は規制箇所以外の競技エリア内で各校リストバンドを付けている者の中から 2 名まで応援することが出来る。また、審判員の指示のもと**第 7 レーン**までの立ち入りとラップ読みは認める。ただし、鳴り物を使用するなど競技運営に支障の出る応援、または伴走、助力と判断される行為をした大学は審判長の判断のうえ警告あるいは失格勧告を与える。(競技規則第 144 条参照) なお、メインスタンドでの声を発する応援は個人・集団問わず禁止とする。
- 3) 許可を得ていないカメラやビデオによる撮影を禁止する。学生については原則として所属する大学のジャージを着用して撮影すること。

3. ナンバーカードについて

- 1) ナンバーカードは事前に郵送で配布する正規のもの 2 枚を胸部と背部に確実に着けること。
- 2) 招集時に配布する腰ナンバーカードを着けること。この腰ナンバーカードはレース終了後にフィニッシュ地点で係員に返却すること。

4. 招集について

- 1) 競技者招集所はメインスタンド北側 (100m スタート付近) の倉庫内に設ける。
- 2) 招集開始・完了時刻はタイムテーブルの通りとする。
- 3) 代理人による点呼は一切認めない。
- 4) 招集完了時刻に遅れた場合、当該種目を棄権したものとして処理する。
- 5) 選手は定められた時刻に 100m フィニッシュ付近で最終コールを受けること。

5. 競技者変更について

- 1) 2 日前メンバー変更後の選手変更は認めない。ただし急な発病など、何らかの事情により正選手が出場できない場合、補員の充当を認める。変更する場合にはその選手の出場予定の組の招集開始時刻 30 分前までに大会本部に申し出て許可を得る必要がある。その場合、主催者側が依頼した医師・トレーナーの診断書を提出すること。
- 2) 組間での選手変更およびエントリー外選手の充当は認めない。
- 3) 事前棄権者あるいは途中棄権者が生じ、完走者が 8 名未満となった大学は、その時点で選考の対象外となる。ただし、出場した選手の個人記録は公認とする。

6. 練習について

競技および競技運営に支障をきたさない範囲での競技エリア内、トラック外の使用を認める。その際、現場審判員の指示に従うこと。競技場外を利用する場合には、一般利用者および歩行者等の迷惑にならないよう、十分注意すること。

7. 競技について

- 1) 大学受付は監督・マネージャー会議への出席及び、「【2週間前】体調管理チェックシート」と「来場者内訳記入用紙」の提出をもって完了とする。
- 2) スタートリストは監督マネージャー会議終了後、東海学生陸上競技連盟公式 HP 上にて公開する。
- 3) 本競技会の計時は、写真判定機を用いて行う (1/100 秒)。
- 4) 本大会に出場する 8 人の合計記録 (1/100 秒) 上位 1 校を 11 月 1 日 (日) に開催される第 52 回全日本大学駅伝対校選手権大会の東海地区代表校として公益社団法人日本学生陸上競技連合に推薦する。上記の方法で決定しない場合、大学内最上位者の記録の優劣で上位を決定する。公式結果の発表は競技終了後、アナウンスと電光掲示板で行う。
- 5) 大会本部前および規制区間内への立ち入りを一切禁止する。
- 6) 給水について、天候に応じて水を用意する。給水場所はバックストレート側とする。給水後のコップは他の競技者の妨害になるような捨て方を禁止する。
- 7) レース中、周回遅れが発生した際、追い抜かれる側の選手が外側に避けることを要請する。ただしこれは強制するものではないので、抗議の対象とはならない。

8. シューズについて

WA 規則第 143 条テクニカルルール第 5 条を適用し、レースで使用できるシューズの靴底の最大厚さは 25mm とする。

ただし、本大会は、移行期間中の大会である。十分な広報活動の時間が取れない状況下であるうえ、新たなシューズの購入や安全性等の理由により、標記規則における適用外シューズを使用する競技者は、招集の際に、「適用外シューズ使用」を、申告する。同時に、シューズを持参し、競技者係のチェックを受け出場することができる。記録は国内の公認記録として認められる。

ただし、申告及びチェックを怠り、競技に参加した選手がいた場合、全員の記録が WA の記録として無効になる場合がある。

9. 抗議と上訴について

競技会進行中に起きた競技者の行為、または順位に関する抗議は、その競技者あるいはチームの代表者により、各組のレース結果が正式発表されてから 30 分以内に、口頭で審判長になされなければならない。(競技結果の正式発表時刻は、電光掲示板に確定結果が発表された時間を基準とする。)

審判長の裁定を不服とし、さらに抗議をする場合は、上訴申立書と預託金 10,000 円を添えて上訴することができる。この預託金は、抗議が受け入れられなかった場合は没収される。

10. 応急処置について

競技中に発生した傷害、疾病についての応急処置は主催者側で行うが、それ以後の責任は負わない。また、事故の結果について本連盟は一切責任を負わない。医療機関への緊急搬送が必要と判断された場合、搬送される医療機関は医療従事者の指示によって決定される。

以上の事柄および今大会の規則については、大会役員の協議が最終決定権を持つ。また、学生競技者としてのマナーに逸脱するような行為があった場合は、主催者協議のうえ処分を与えることがある。